

## 日本社会福祉士会の現状と課題

社団法人日本社会福祉士会  
会 長 村尾 俊明

### I. 社会福祉士会の現状と問題点

#### 1. 会員の状況（18.7.31 現在）

- ・第18回国家試験までの登録者（社会福祉振興・試験センター）累計 82,564 人
- ・社会福祉士会会員 23,599 人（入会率 28.58%）今後入会率を高める必要あり。

#### 2. 本部及び都道府県支部の運営組織強化

- ・47都道府県社会福祉士会支部のうち現在 11 支部が社団法人化。
- ・全支部の法人化に取り組んでいるが、早期達成の可能性が高くなっている。

#### 3. 会員の活動状況

- ・本部・支部に多くの活動委員会を設け、会員の多数参加による展開が進んでいる。
- ・地域包括支援センターを中心に、地方分権による身近な活動を活性化させている。

### II. 社会福祉士会の活動目標

#### 1. 社会福祉士の業務目標の明確化

- (1) 相談・援助業務から継続性のある生活支援業務、地域生活への移行促進事業などへ（地域で暮らすための生活支援の仕組み作り、コミュニティSW活動の展開）
- (2) 特定ニーズに対する取組（虐待、ホームレスなど低所得層に見られる課題の重視）

#### 2. 社会福祉士の現任研修目標の明確化

- (3) 実践的な支援のための知識、技術の習得（チームアプローチ、ネットワークなど）
- (4) 職業倫理の習得（福祉サービスの市場化への対応）
- (5) 権利擁護の支援能力の向上（情報開示、苦情処理、成年後見 など）
- (6) 事業運営管理能力の向上（地域福祉計画、事業開発、運営管理 など）

#### 3. 社会福祉士への支援機能の強化

- (7) 地域包括支援センターへの支援策の実施
  - ・情報提供、ネットワーク作り、支援研修の実施 など
- (8) 他団体との連携の強化による活動の具体化
  - ・日本弁護士連合会、司法支援ネットワーク、リーガルサポート、など
- (9) 市町村の各種審査会などに参画し、地域福祉計画やその開発・管理への支援活動

#### 4. 社会福祉士の研修・研究目標の確立

- (10) 生涯研修グランドデザインの構築
  - ・一般研修：支部では主に社会福祉士として共通となる研修（ジェネリック SW）
  - ・専門研修：本部では主に専門分野別研修（スペシフィック SW）
- (11) 評価（アセスメント）、監視確認（モニタリング）などの支援手法開発
- (12) 言語化・技術化・数値化が困難な分野の実証的研究を踏まえた支援手法の開発

### Ⅲ. 社会福祉士の今後の課題

1. 社会福祉士に求められている専門職像の明確化
  - ・社会福祉士の専門性と、その担当業務の明確化
2. 社会福祉士養成における役割の明確化
  - ・教育界、職能団体、職域の3者の役割と責任の明確化
  - ・学校教育での理論と演習、福祉施設等での実習、社会福祉士会での研修のあり方及びそれぞれの役割分担と関連性

### Ⅳ. 社会福祉士の職域拡大への要望

#### 1. 社会福祉士が活躍できる職域の拡大

- (1) 成年後見、虐待、暴力(DV)、ハンセン病、滞日外国人などへの対応
- (2) 生活保護の要保護者、ホームレス、多重債務者等の低所得者への対応

#### 2. 社会福祉士配置基準の明記と採用の拡大

社会福祉士資格保有者が著しく増加していることから、次により福祉専門職としての質的な担保を図るため、社会福祉士の配置基準を明記していただきたい。

なお、社会福祉主事制度は、段階的に廃止する方向で検討していただきたい。

##### (1) 行政職としての社会福祉士の採用

福祉事務所等、行政での福祉職採用条件が民間に与える影響は大きいことから、国が制度施策として、社会福祉主事に代わって社会福祉士の配置を位置づけるとともに社会福祉士採用に際しては、国が何らかの誘導策を検討していただきたい。

##### (2) 福祉施設における社会福祉士の採用

福祉施設の指導員等の任用資格を社会福祉士資格保有者としていただきたい。

また、これらの福祉施設に社会福祉士が配置された場合には、報酬等の加算を行うこととして頂きたい。

以 上

## 「社会福祉士の制度改革に関する」意見

社団法人日本社会福祉士養成校協会  
会長 白澤 政和

### 1. これまでの経過（資料説明）

- ① 社会・援護局長の私的懇談会「社会福祉制度に関する意見交換会」で本協会会長として報告し、最終的に（社）日本社会福祉教育学校連盟との合同で「社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて（提言）」を作成し、同局長に提出した（参考資料1）。
- ② 社会・援護局からの社会福祉士養成教育に関する意見聴取及び課題検討の打診に対して、本協会の総会で承認された「今後の社会福祉士養成教育のあり方について（提案）」を、社会・援護局に提出した（参考資料2）。

### 2. 社会福祉士制度改革についての基本的な考え方

社会福祉士は「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと」と定義されている。

社会福祉士を今日的に解釈するならば、「社会福祉士とは、福祉に関する専門的知識と技術をもって、何らかの社会的支援を必要とする者の相談に応じ、その者と社会環境との相互作用関係を的確にアセスメントし、必要となる支援の計画に基づきながら、その者が自らの能力を最大限に活用して自立した日常生活を営むことができるように、その者のエンパワメントを図るとともに、その者が必要とする社会資源の調整や開発をはじめとする社会的な支援を行う者」として捉えることができ、今まで以上に、社会福祉士の活動が求められている。

しかしながら、社会福祉士制度創設から20年が経過するが、社会のニーズに応え、社会的に活躍する位置を得られるような順調な発展をしてこなかった。一方、近年の利用者の尊厳と自立を基調に契約によって各種の福祉サービスが提供される時代にあり、より専門性の高い専門職業人養成教育を行うためには、一定の養成教育水準を担保する必要がある。

これを解決するためには、以下の2点が重要である。

- ① 社会福祉士養成教育において実践能力を有した優秀な学生を育成するよう、社会福祉士養成校の教育を見直し、改善していく。具体的には、カリキュラム、実習・演習のあり方、実習時間を含めた実践能力を高める教育体系の確立を目指して、抜本的に見直し・改善を進めていく。
- ② 社会福祉専門職の業務を社会福祉主事から社会福祉士へ移行することで、社会福祉士の職域拡大を進め、同時に労働条件や労働環境を充実することで、社会福祉士の社会的地位の向上を図る。

### 3. 社会福祉士制度改革についての具体的提案

#### ①社会福祉士養成教育の改革

資料1に詳しいが、以下のような領域で実施すべきである。

##### (1) カリキュラムの抜本的見直し

ソーシャルワーカーとしての実践能力が得られるカリキュラムに改正し、様々な職域で求められている能力が身につけられるカリキュラム・シラバスとする。

##### (2) 社会福祉実習・演習の充実

座学で教育を受けた内容を、具体的に社会福祉演習や実習に結びつけ、体系的な養成体制を整える。具体的には、以下の通りである。

- 1) 実習時間数を、現行の180時間から360時間を今回の到達目標として、大幅な増加を図る。
- 2) 演習および実習担当教員の研修体制を確立し、一定の研修を修了した者を養成課程担当教員の要件とする仕組みが必要である。これには、本協会がブロック別研修をすることが可能である。
- 3) 実習機関の確保については、実習指導者の養成を拡充する。実習を受け入れ、適切な実習指導を積極的に行っている施設・機関に対しては、当該施設・機関の社会的評価が高まる配慮や、実習指導に対する取り組みを正当に評価する必要がある。例えば、第三者評価の項目として、実習機関に対して「実習生の受け入れ」を位置づけることや、何らかの金銭的補助が可能となる方策が考えられる。
- 4) 実習指導については、実習生・実習指導者・実習指導担当教員の三者が当該実習生の状況や課題・成果等を協議し、実習生に対しては適切なスーパービジョンが行えるような対応が必要である。

##### (3) 大学、一般養成施設、通信教育間でのバランスのある社会福祉士の養成教育

大学は独自性を生かしながら、特色ある社会福祉教育の中で社会福祉士の養成教育を行っていくべきであるが、現状では大学間で格差が大きく、社会福祉士養成教育については一定の教育水準を確保する方策が必要である。

通信教育課程は、授業時間数が少なく、授業形態では社会福祉援助技術演習や社会福祉援助技術現場実習指導についてはその特性上、印刷授業にはなじまない側面が強いことから、面接授業を原則とする必要がある。

#### ②社会福祉士の職域拡大と労働条件や労働環境の充実

昭和25年に創設された社会福祉士が、制度的には現在も社会福祉業務を担う中心に位置づけられてきたことが、社会福祉士の職域を広げることができなかった主要因であると考えられる。そのため、具体的には、以下のように社会福祉士を核とする専門職域を明確にし、そこでは社会福祉士の労働条件や労働環境を充実させる。

##### (1) 福祉事務所での生活保護業務

社会福祉士を配置することで、高い相談支援能力でもって、被保護者の自立支援の促進、および要保護者への予防的支援、職員に対する査察指導ができる

(2) 社会福祉施設での生活相談員等

生活指導員・生活相談員・生活支援員と呼ばれる職種が社会福祉士となることで、利用者の施設でのQOLを高めるだけでなく、利用者と家族を結びつけ、地域生活を見通した支援ができる

(3) 障害者の相談支援事業所の専門職員

障害者自立支援法での「相談支援事業」における専門職員として社会福祉士を配置することで、就労支援を含めた地域での自立生活支援ができる

(4) 地方自治体での児童の相談業務

児童虐待や子育て不安が増大するなかでの、児童相談所や今回児童の虐待や子育ての相談支援を義務づけられた市町村で社会福祉士が配置されることで、早期発見や適切な支援ができ、児童の権利を擁護できる

(5) ハローワークでの就労支援専門職

社会福祉士を配置することで、ニート、障害者、生活保護世帯に対する就労支援においては、利用者の生活の全体を捉え、動機付けを高める個別的な自立支援と、そうした人々に対する職場開拓ができる

(6) 追加的カリキュラムを受講することでの社会福祉施設管理職の資格化

社会福祉士資格を土台にして、管理職としての管理的・指導的・教育的・経営的能力を身につけるカリキュラム受講で、施設長等の管理職の資格化を図る。

(7) 介護保険制度での、介護老人福祉施設等での社会福祉士配置での介護報酬加算

社会福祉士を配置することで、利用者の自立を支援し、QOLを促進することができ、場合によっては退所を可能になる。